

ウールマーク品質基準

品質基準 F-1 : 2016

繊維混用率 (世界共通)

この品質基準は、製品が他の該当する品質基準を満たすことを前提として、各国で販売されるウールマーク・ブランド製品に適用される。以下の地域で販売される製品には、より柔軟な繊維混用率品質基準が使用される

- 欧州連合 (EU) 諸国 (品質基準 F-2 適用)
- アメリカ合衆国 (USA) (品質基準 F-3 適用)
- 装飾上または技術上の理由で法律により 5%の非毛繊維の含有が認められている国 (品質基準 F-4 適用)

品質基準 F-2、F-3、F-4 でカバーされない国の状況では、以下を上回る柔軟性が許容される場合がある。ライセンスおよび他の利害関係者は、ザ・ウールマーク・カンパニーの現地オフィスから詳細な情報を入手することができる。

1. 新毛のみからなる製品
2. 新毛と以下の繊維からなる製品
 - a) 装飾上の理由で 5%以下の非毛繊維を含む製品
 - b) 特殊な高級獣毛を含む製品
3. つま先とかかとを補強するために 5%以下の非毛繊維を含む新毛のソックス
4. センターステッチとして 5%以下の非毛繊維を含む新毛のダブルクロス

上記の品質基準は、必ず裏面の備考と併せて読むこと。

ウールマーク品質基準

注

- 「**新毛**」には、羊または子羊の羊毛から取った繊維が含まれる。この繊維は、過去に糸に紡がれたり、フェルト化されたり、完成品に組み込まれたりしたことがあってはならない。
- これには、フリースウール、スキンウール、未処理の羊毛のカーディングまたはコーミングの副産物として得られる緩く結合した羊毛繊維などのねじれていない柔らかい羊毛くず、破断したトップ、ノイル、ロービングウエスト、ローラーくずから取った羊毛繊維が含まれる。衣類から回収した羊毛（布くず）、湿式または乾式仕上げプロセスから取り出した毛くず、羊毛わたマットレスから再生した繊維を含めることは認められない。
- 偶発的な繊維状夾雑物の**0.3%**の許容誤差が認められる。これは繊維状である場合（非毛繊維が別の繊維の形態である場合）に限り認められる。夾雑物が糸として発生する場合や、以前に繊維が撚り合わせられたことが明らかである場合は認められない。
- 「**非毛繊維**」には、新規状態のあらゆる繊維が含まれる。再利用繊維は認められない。また、過去に紡績糸にされたか、フェルト化されたか、または完成品に組み込まれたことのある再処理繊維も認められない。個々の（単）糸としてウール部分と密接混合される非毛繊維は一種のみとする。
- 「**高級獣毛**」には、アンゴラヤギ（モヘア）、カシミヤヤギ（カシミヤ）、ラクダ、アルパカ、ラマ、ビキュナ、ヤク、グアナコ、アンゴラウサギが含まれる。ただし、カナダ、メキシコ、南アフリカ、米国では、アンゴラウサギは、ウールとは呼ばれない。オーストラリアおよびニュージーランドでは、ウールマーク製品に高級獣毛が含まれてはならない。
- 高級獣毛が製品に含まれる場合、ウールマークラベルに情報を表記する必要はない。このような製品には「**新毛 100%**」のラベルを付けなければならない。高級獣毛が含まれていることは、追加（ウールマーク以外の）ラベルに記載される。
- カナダおよびノルウェーでは、つま先とかかとを補強するためにウールマークソックスに非毛繊維が含まれてはならない。